

循環型社会形成推進交付金について

1. 循環型社会形成推進交付金制度

- 廃棄物の 3 R を総合的に推進するため、市町村及び一部事務組合の自主性と創意工夫を活かしながら、明確な目標設定のもと、広域かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。
- 市町村及び一部事務組合が策定する「循環型社会形成推進地域計画」に対する総合的支援制度。

【特徴】

- ①地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能
交付金は地域計画に位置づけられた各事業に対してどのように充てても自由（事業間流用・年度間流用が可能）。
- ②明確な目標設定と事後評価を重視
廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価・公表する。
- ③国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進
地域計画の作成にあたり、国、都道府県及び市町村が意見交換を行うことにより、国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて最適な 3 R システムを構築する。また、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

2. 交付対象事業及び交付率

項目	事業名称	交付率
可燃ごみ処理施設建設	エネルギー回収型廃棄物処理施設	1 / 3 もしくは 1 / 2 ※
不燃・粗大ごみ処理施設建設	マテリアルリサイクル施設	1 / 3
施設整備に係る調査・設計等	施設整備に関する計画支援事業	1 / 3

※「エネルギー回収型廃棄物処理施設」において交付率 1 / 2 となる要件（平成 30 年度までの時限措置）

【ごみ焼却施設】

- ・エネルギー回収率 19.0%以上（施設規模が 200 t 以上 300 t 以下の場合）
- ・整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受入れに必要な設備を備えること
- ・二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること
- ・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
- ・原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力 300 t / 日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りでない）
- ・「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの

【メタンガス化施設】

- ・メタンガス化施設からの熱利用率 350kWh / ごみ t 以上
- ・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
- ・「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するもの

3. 循環型社会形成推進地域計画

【地域計画の内容】

- (1) 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項
対象となる地域、計画期間、基本的な方向及び広域処理の検討状況について記述
- (2) 循環型社会形成推進のための現状と目標
排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量等の現状と目標について記述
- (3) 施策の内容
発生抑制・再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業等、その他の施策について設定した目標達成に向け検討し記述
- (4) 計画のフォローアップと事後評価

循環型社会形成推進地域計画（平成 32 年度予定）
までに決定等すべき事項

- ① 建設予定地
- ② 対象となる地域 ⇒ 新施設でごみの共同処理を行う自治体の確定
- ③ 計画期間 ⇒ 事業スケジュールの確定
- ④ 排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量等の目標
- ⑤ 処理施設の整備 ⇒ 処理方式の選定、事業費の算定
- ⑥ 災害廃棄物処理計画（交付率 1/2 の場合）（新施設でごみの共同処理を行う市町村それぞれが策定）